

第2次新冠町空家等対策推進計画を策定しました

少子高齢化、人口減少が進む昨今、管理されなくなった空家が全国的な社会問題となっています。平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、国、北海道、市町村が連携して総合的な空家対策に取り組むこととされています。

当町の空家状況は、令和7年3月末現在では204棟と年々増え続け、そのうち約半分が屋根や壁の破損等の注意が必要な空家となっており、今後も人口減少等に伴い空家は増加することが想定されます。

近年物価高騰の影響から空家の除却にかかる経費が増大する傾向が続いているため、今まで町が行ってきた危険空家等にかかる除却補助金の限度額50万円を令和7年度から限度額100万円に増額させ、除却の推進を図ることとしました。

空家等対策推進計画は町ホームページで公開中



空家になる事情は様々あります

- 親が亡くなり実家が空家になった。
- 手入れが負担になり戸建からアパートに引っ越した。
- 独り暮らしをしていたが、高齢になり施設に入った。 など・・・



空家は適切に管理しないとさまざまなリスクが発生します

- ゴミが投棄されたり放置される。
- 野良猫や野生動物が住みつく。
- 景観に悪影響を与える。
- 屋根の飛散や落下物により通行人がけがをしたら損害賠償を支払うことになるケースもあります。 など・・・



空家の解体をご検討されている方へ

新冠町不良空家等除却補助金（令和7年7月16日～受付開始）

補助額・住宅の除却にかかる費用 限度額100万円

要件・新冠町空き家台帳に登録されていること

- ・個人住宅（法人所有及び倉庫・厩舎・店舗等は対象外）
- ・危険度判定100点以上のもの（町職員による調査判定）
- ・建築、土木工事業の許可を受けている町内の事業所に請負わせること
- ・町税等を滞納していないこと

※予算には限りがありますので、解体をご希望の方はお早めに下記までお問い合わせください

町民生活課町民生活グループ環境衛生係 電話番号 0146-47-2112（直通）



空家の利活用をご検討されている方へ

○活用していない空家（一戸建て）をお持ちで、その空家を売りたい方や貸したい方また、リフォーム等をご検討の方は下記までお問い合わせください。

企画課まちづくりグループ定住移住推進係 電話番号 0146-47-2498（直通）